

群馬自治

平成25年
No.338
月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 ☎027-290-1352

町村トップ通信

玉村町／貫井孝道町長

特集

小規模市町村の存亡がかかる「道州制推進基本法案」大森 彌

県町村会

／映画『じんじん』試写会を開催 宮前町村会会長が関東町村会会長に就任
T P P 交渉参加に関し、正副会長が県選出国会議員に要請

議会から一燈

千代田町／細田芳雄 群馬県町村議会議長会理事

県町村議会議長会／高橋会長全国町村議会議長会長任期満了 新議員研修会開催



中田代秋色

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 50

おすすめの一冊⑤ 「東京独立共和国」

ジオパーク

皆さんご存知のユネス

コ世界遺産登録候補「富

群」のうち、下仁田には、絹産業発展に大きな役割を果たした、

下仁田ジオパーク構成群の一つでもある「荒船風穴」が存在

しています。荒船風穴は富士の風穴みたいに人が潜って中を

見られるようなものではなく、三つある蚕種の貯蔵施設跡の

ことを指しており、下仁田でも神津牧場の下という高所にあ

るわけですが、外気温が三十度くらいあっても、石積みの際

間から一・六度とエアコン真つ青の冷気が吹き出すので、施

設内部に長時間いると体が冷え切ってしまう。真夏に訪

れば、より一層この自然現象を体感できると思います。

同じジオパークである昭和南山や、ヒスイで有名な糸魚川

に比べると下仁田ジオパークは見た目が地味に思えますが、

ダイナミックなものだけが、素晴らしきわけではありません。

人と同じで、地味なものにも誇れるものがあるのです。

皆さんも、是非下仁田に訪れ、地味ながらも地質の不思議

を感じられるジオパークを鑑賞してみてください。

小学生の時、群馬の民話か何かの本で、『稻倉山の神様
と榛名山の神様が喧嘩をし、榛名山の神様が投げた土が現
在の稲倉山の麓の山になっている』という話（詳細は違っ
ているかもしれませんが、こんなニュアンス）を訳も分か
らず読み、中学の地理の時間、先生が、「中学校の前の山
は『根なし山』って言って、もともとそこにあつたとは思
えない、世界でも珍しい構造の山なんだ」という説明を聞
いて、あの話はこのことだったのか、と思ったのが、『下
仁田ジオパーク』に触れた最初の記憶かと思っています。

時は流れて二十数年。日本ジオパーク認定を得て、更に
は世界ジオパーク認定を目指すということで、下仁田は地
質学的にすごい場所であるということを再認識することに
なりました。

我が町下仁田は、現在『世界遺産』と『世界ジオパーク』
の二つの世界を冠する事業登録・認定に向かって着々と突
き進んでいます。

（下仁田町 下山 光一）

町村トップ通信



玉村町長 貫井 孝 道

県央の未来を紡ぐ まちづくり

玉村町の紹介

玉村町は群馬県南部に位置し、前橋市・高崎市・伊勢崎市・藤岡市の県内の主要な四市に囲まれています。町の総面積は二五・八一平方^{キロメートル}で、首都圏から一〇〇^{キロメートル}圏内にあり、町内には利根川、烏川の一級河川が流れ、また、赤城、榛名、妙義山を一望できる豊かな自然と文化資産に恵まれるなど、二十一世紀の「町づくり」の核となる大きな財産を持ち合わせております。

また、昨年行われました群馬県年齢別人口統計調査によりますと、本町の総人口に占める生産年齢人口の割合は県内トップで六八・九^割、老年人口の割合は県内最小の一六・八^割、年少人口の割合は県内上から六番目の一四・三^割となっており、本町は県内市町村の中において非常に恵まれた人口構成となっております。

交通の利便性を活かした

まちづくり

さて、本町は、関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した立地条件にあります。さらに高崎玉村スマートICが今年度、また平成二十六年度には東毛広域幹線道路が暫定二車線で全線開通し、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性の優れた主要都市をつ

なぐ要となると考えております。そこで、この交通の利便性を生かして東毛広域幹線道路と高崎玉村スマートICが交差する付近に「道の駅」の建設を計画しております。この「道の駅」は町の農業及び地域の活性化を図る目的で農産物直売・農産加工施設・地域物産品の販売を核とした施設と、住民の交流の場を有し、文化交流やその発表の場としても活用できるよう計画しています。さらに、この場所

は町内でも標高が高い位置にある

り、関越自動車道のインターチェンジが隣にあることなどから災害時の緊急避難場所や災害支援物資の一時保管場所としての活用も考えております。

その他、高崎玉村スマートIC周辺まちづくり事業、玉村町文化センター周辺地区まちづくり事業などを推進し、産業の集積を進め活気ある元気な地域経済を実現するとともに、周辺都市で進められている大規模工業開発や前橋南インターチェンジ周辺の大規模商業施設の立地などの影響をうまく取り入れながら周辺都市との交流人口を増やし、新市街地への編入などにより定住環境の整備を進めていきたいと考えております。

また、昨年十一月には、町の魅力発信のきっかけとなるよう、玉村町マスコットキャラクター「たまたん」

マスコットキャラクター

「たまたん」

を皆さんに育てていただくことで、さらなる町の観光PRにつ



玉村町マスコットキャラクター「たまたん」

ながればと考えております。

おわりに

第5次総合計画の将来都市像である「県央の未来を紡ぐ玉村町」の実現に向け、また「子どもたちに夢があり、私たち大人にも夢があるまち」をめざし、町民の皆様が、県央に位置している玉村町のこの様な好条件を生かし、町民一丸となって、新しい町づくりに邁進していきま



小規模市町村の存亡がかかる 「道州制推進基本法案」

東京大学名誉教授 大森 彌

国会上程か

二〇一二年九月五日、自民党道州制推進本部・総会に「道州制基本法案（骨子案）」が提出されたが、これは公明党との協議を経た上でまとめられたものであった。その後、この骨子案に前文が書き加えられ、また、法案名に「推進」が挿入され、

これをもって推進本部は地方六団体等の聞き取りを行い、参院選の前に国会上程を試みようとした。しかし、全国町村会が、「道州制の導入で、更なる合併に追い込まれる懸念が払拭できない」と強く反発したこともあり、二〇一三年六月六日に開かれた自民党道州制推進本部役員会（非公開）を開き、その修正版を作成している。推進本部は、この修正版をもって再度地方六団体等を回る予定といわれた。結局、参院選への影響を懸念す

る自民党内の意見にも配慮して先送りとなった。自公両党は、議員立法により「道州制推進基本法案」の成立をめざして秋の臨時国会に提出する方針といわれている。実際に提出される法案の内容がどうなるか定かではないため、ここでは、六・六修正版の「道州制推進基本法案（骨子案）」（以下、基本法案）を取り上げることにする。

基本法案は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、その基本的方向及び手続とともに必要な法制の整備について定めるもので、具体的には、内閣総理大臣の諮問機関として内閣府に設置される「道州制国民会議」が制度内容を検討するものとされている。基本法案という法形式は、国会が、法律の形で、政府に対して、国政に関する一定の施策・方策の基準・大綱を明示して、これに沿った措置をとることを命ずる

という性格・機能を有している。道州制の内容や必要性などについて国民の理解と支持が不十分であるにもかかわらず、むしろ、それゆえに、道州制推進基本法案を成立させることにより道州制実現の突破口にしようとしているといえる。なぜ都道府県を廃止し巨大な州を設置するのか、どうして国の役割を極力限定するのか、税財政制度はどうなるのか等、疑問は尽きないが、以下、紙幅が限られているため、「道州制」における市町村の扱いについてのみ検討したい。

「道州」と「基礎自治体」で構成される制度へ

基本法案では、「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度である」として

いる。これは、これまでの地方自治制度を、「道州と基礎自治体」というより規模の大きな「広域」と「基礎」の二層制へ転換するという意味である。「道州制」における「基礎自治体」は、「市町村の事務及び都道府県から移譲された事務を処理する基礎的な地方公共団体という」と定義され、「基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる主体とすること」とされている。

まず看過できないのは、市町村とは言わずに「基礎自治体」と言っている点である。「基礎自治体」は地方公共団体の名称ではないし法律用語でもない。現行では基礎的な地方公共団体は市町村である。「基礎自治体」といっているのは、これまでのような市・町・村という呼称上の区別をせず、基礎的な地方公共団体を一つの名称で表そうとしているのかもしれない。しかし、「基礎自治体」は、単なる呼称の問題ではなく、現行の市町村の合併・再編なしには成り

立たないものと考えられているのである。

市町村合併を前提にした「道州制」

修正前の「道州制基本法案」では、「基礎自治体」は、「市町村の区域を基礎として」設置されるとか編成されるとされている。この「基礎として」とはどのような意味か。現在、市町村は、町村、一般市、特例市（人口二十万以上）、中核市（人口三十万以上）、指定都市（人口五十万以上、運用上は約七十万）というように人口規模によって序列化されている。「市町村の区域を基礎とする」ということは、現行の市の中には、合併によってその区域を広げずに、道州内の「基礎自治体」になれるところが出てくる一方で、現在のままでは「基礎自治体」にならない市町村があり、それらは再編されるという意味である。しかも、修正前の前文では「基礎自治体を、地方自治の主体として、住民に身近なことは全て自ら決定できる自己完結型の地方公共団体としていく必要がある」とされ、また、「基礎自治体は、

住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる地域完結性を有する主体として構築すること」とされていた。さらに、道州制国民会議への諮問事項の一つとして「基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方」が掲げられていた。

「自己完結型」とは、「基礎自治体」間で事務の共同処理や広域連携は不要であるという意味である。「住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができると地域完結性を有する主体」にするということとは、その要件を満たさない一定規模以下の市町村がすべて解消されるまで合併を続行するという論理に陥ってしまふ。そんなことを続けることは無理であると判断されたから「平成の合併」は幕引きとなったはずであるが、またぞろ市町村の合併・再編となるわけである。「道州制」のスタートまでに市町村合併を先行させることになるかどうかは定かではないが、いわゆる事務権限の受け皿

を整備するということで必ず合併を進めることにならざるをえないといえる。

どうしてそうなるのか。国の仕事は国が本来果たすべき役割に極力限定するとし、それ以外の国の事務は「道州」に移譲する、現在都道府県が行っている仕事の大部分は「基礎自治体」へ移譲する、したがって、受け皿となりうるだけの規模・能力を備える基礎的な自治体が必要になる、という論法になっているからである。この事務権限のいわばドミノ倒しの移譲が、合併による小規模市町村の解消に向かうことは必然なのである。

「地域完結性を有する主体」としての「基礎自治体」は、おそらく人口二十万人以上の市（現在、指定都市が二十、中核市が四十二、特例市が四十、計百二）になり、二十万以下の市町村が「編成」（合併）のターゲットとなるだろう。これこそが、「道州」と対になる基礎的な地方公共団体は「市町村」ではなく、新たな「基礎自治体」とされていることの本当のねらいではないか。道州制の導入は「究極的な小規模市町村つぶし」

になるといわざるをえない。

小規模市町村を存置させるのか

全国町村会等から、「道州制」は明らかに現行の市町村の再編を意図しているのではないかと、強い批判が出されたため、基本法案では、この「基礎自治体」に関連する箇所のうち、「道州制」が市町村合併を前提にしているを受け取られるような表現を削除している。「住民に身近なことは全て自ら決定できる自己完結型の地方公共団体としていく」を「基礎自治体は、住民に必須な行政サービスを持続可能な形で提供していく」に変え、「市町村の区域を基礎として設置され」や「地域完結性を有する主体として構築」や「市町村の区域を基礎として編成し」を削除するとともに、道州制国民会議への諮問事項の「基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方」から「規模及び編成の在り方」を削除している。こうした変更・削除によって道州制の実現が市町村合併なしに進められるとは考えられないが、参院選前ということもあり、

相当に気にしている様子がうかがえた。

もしこの修正の趣旨が「道州制」は市町村合併を前提にしないということであるならば、多様な規模の市町村が存在し続けることになるから、「道州制」は、巨大な広域的な地方公共団体としての「道州」と「市町村」とによって構成される地方自治制度となる。そうならば、おそらく、実際には、事務処理の上でも現行の都道府県という単位を残さざるを得なくなり、二層制は守れないだろう。修正は小規模市町村の反発を回避しようとする方便ではないだろうか。あるいは分権の名を借りて、道州区域内の市町村の合併・編成は各道州に任せることにするのであるのか。

「基礎自治体」は「都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち」としながら、現行の小規模市町村がその処理主体になれると考えているのであろうか。本音はやはり合併であろう。しかし、合併への反発が強く、とても強制的な合併とは言いにくいから、自主的な再編を促すということになるかもしれない。そうならば、自主的に単独

行を選択することもあるから、合併しない市町村は「基礎自治体」にはなれないことになる。そういう市町村はどう扱われるのか。おそらく、単独では権限移譲を受けられない市町村については、道州の優先機関による補完や近隣の「基礎自治体」による補完などの仕組みによって対応することになるだろう。小規模市町村は一人前の扱いを受けなくなるだろう。

二〇二二（平成二十四）年十一月の全国町村長大会は道州制に反対する特別決議を行い、道州制論議は、道州制による影響や具体的な制度設計を明らかにしないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させたものであること、道州制は地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すだけでなく、税源が豊かで社会基盤が整って

いる大都市圏へのさらなる集中を招き、道州間ならびに道州内の中心部と周縁部の格差が一層拡大すること、道州制導入によって地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになれば、農山漁村の自治は衰退の一端を辿り、ひいては国の崩壊につながることを指摘している。基本法案のゆくえに、全国の小規模市町村の存亡がかかっている。

プロフィール

東京大学名誉教授 大 森 彌（おおもり・わたる）

- 専門分野 行政学・地方自治論
- 1940年東京都生まれ。1969年東京大学大学院博士課程修了（法学博士）。東京大学教養学部教授、学部長を経て、2000年千葉大学法経学部教授に。2005年定年退職。
- 地方分権推進委員会くらしづくり部会長を務め、分権改革に尽力。社会保障審議会会長・介護給付費分科会長を務めた。
- 現在、地域活性化センター全国地域リーダー養成塾塾長、NPO 地域ケア政策ネットワーク代表理事、長野県参与等。
- 全国町村会提言書の原案作成にかかわる。
 - ・「21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか」（H13.7）
 - ・「いま町村は訴える」（H14.11）
 - ・「町村の訴え」（H15.2）
 - ・「町村からの提言」（H15.12）
 - ・「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて」（H16.12）
 - ・「地方分権の確立と町村行財政基盤の強化をはかり、住民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、生きがいを実感できる魅力ある町村の実現を目指して」（H17.11）
 - ・「私たちは再び農山村の大切さを訴えます」（H18.12）
- 「道州制と町村に関する研究会」（全国町村会・H19.4～）座長
 - ・「『平成の合併』をめぐる実態と評価」（H20.10）
 - ・「『平成の合併』の終わりと町村のこれから」（H22.4）
- 著書『変化に挑戦する自治体』（第一法規）、『政権交代と自治の潮流』（第一法規）、『官のシステム』（東京大学出版会）ほか多数

総務省・全国町村会後援

映画『じんじん』試写会を開催

地域政策研修会



映画「じんじん」試写会で挨拶する宮前会長

群馬県町村会（宮前敏十郎会長）及び群馬県町村議会議長会（高橋正会長）は、七月九日群馬県市町村会館大研修室（前橋市）において、地域政策研修会（映画『じんじん』試写会）を開催した。

当日は百人を超える参加者を前に、宮前会長は、この映画は、ひとつひとつの市町村や地域などで実行委員会を立ち上げ、時間をかけて各地のホールや公共施設で上映会を行っていく「スロースィネマ」という公開方式を



採用している。映画を通して多くの人達に地域の絆の大切さを伝えようという取り組みで、「ゆつくりと時間をかけて、ていねいに映画を育てる」、「スクリーンで大勢で映画を観るという体験を大切に」、「映画で人と人をつなげ、地域から少しずつ日本を元気にする」という思いが込められている作品であると述べた。

北海道釧路町を舞台にした映画「じんじん」は、高校の修学旅行で農作業を体験する女子生徒が、泥まみれになりながら田植えを手伝う姿や広大な農地の風景に大なる懐の深さを再発見し、また、行方不明になった老人を必死で探す町の人々の心の温かさを肌で感じる事ができる。子どもに絵本を読んでもあげることがは、人と人との生まれて初めての繋がりで、親と子の絆を育てる大切なものであることを感じさせてくれた。

最後にこの映画のエグゼクティブプロデューサーの鳥居明夫氏が、試写会開催に感謝の意を述べ、群馬県内各地で上映できるように協力を依頼した。

試写会開催後、上映会を行った地域及び今後の予定は次のとおり。

日 程	場 所
① 7月12日(金)	渋川市民会館
② 8月24日(土)	みなかみ町カルチャーセンター
③ 9月20日(金)	上野中学校
④ 11月10日(日)	笠懸野文化ホール
⑤ 11月16日(土)	高山村民体育館
⑥ 12月11日(水)	富岡市生涯学習センター
⑦ 平成26年1月18日(土)	東吾妻町コンベンションホール



映画「じんじん」の一場面

TPP交渉参加に関し、 正副会長が県選出国會議員に要請

TPP交渉参加に関する要請

地域経済・社会の崩壊を招くTPP参加には絶対に反対であると繰り返し主張してきた我々の声を無視して、政府は、TPP交渉への参加を強行した。

TPP交渉参加の判断にあたっては、非関税障壁の見直しを含めた広範囲に及ぶ影響試算の開示や、食料自給率目標を50%まで引き上げるとしていることとの整合性等について、国民に対し具体的に説明することが前提であったにも拘わらず、これらを考慮することなく参加に踏み切ったことは極めて遺憾である。

我々は、我が国の農山村の将来を憂慮する観点から以下の意見を取りまとめた。今後、群馬県選出の国会議員各位におかれては、その趣旨を踏まえ、いささかも我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するよう政府への働き掛けを強く求めるものである。

1 交渉からの早期脱退

TPP交渉の後発参加国は、既存合意の修正が不可能だけでなく、新規提案すらも困難であると報道されている中、農林水産物の関税や国民皆保険制度等数多くの「国益」を確保できる可能性が極めて低いことは明白であるため、「国益」を確保できないと判断したならば、速やかに交渉から脱退する必要がある。

2 交渉継続の場合、国民への説明責任

我が国が、TPP交渉の最終合意まで交渉を続けるとの方針を決定する場合、その決定の前に、不安を抱える国民に対し、数多くの「国益」が十分に確保できたことについての説明責任を果たす必要がある。なお、外交交渉であるため、国民に情報を開示できないという立場を政府が取るとするならば、国民の不安をさらに強めることを認識すべきである。

3 国土の均衡ある発展の再構築

国土の四割に立地する全国930の町村は、これまでも財政難、過疎化等により疲弊の度を強めているが、我が国がTPP参加により輸出偏重をさらに強めるとした場合、都市への人口集中と地方の過疎化が一層加速化されることになるので、国土の均衡ある発展に関する長期計画を策定する必要がある。

以上、要請する。

平成25年8月5日

群馬県町村会

7月9日開催の群馬県町村会理事会で議決された「TPP交渉参加に関する要請書」に基づき、8月5日に宮前会長、市川副会長及び貫井副会長が衆参議員会館を訪れ、県選出国會議員へ要請活動を行った。



本会の要請に応える小淵優子財務副大臣



要請書を受け取る井野俊郎衆議院議員（左から貫井副会長、井野議員、宮前会長、市川副会長）

宮前町村会長

関東町村会長に就任



関東町村会（茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都

神奈川県、山梨県及び群馬県の八都県町村会で構成）は、七月四日、東京・全国町村会館において、会長欠員に伴う臨時総会を開催し、本県の宮前欽十郎町村会会長を会長に選任した。

任期は、平成二十五年七月五日から平成二十七年七月三十日まで。

指定廃棄物最終処分場に関する群馬県町村会の意見

東京電力福島第一原子力発電所事故については、東京電力はもとより原子力政策を推進してきた国にも被災地を事故前の状態に戻す原状回復責任又は損害賠償責任がある。

同事故により発生した「指定廃棄物」については、それを保管している福島県をはじめ宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県における農業や観光業において、実害及びはかり知れない風評被害をもたらしている。「指定廃棄物」を保管している各県は今回の原発事故の被害県であり、東京電力及び国は「指定廃棄物」を速やかに処理すべきである。

そのような状況の中で、国は「指定廃棄物」の最終処分場を各被害県内の1箇所に建設するため、各被害県の市町村長にその安全性を説明のうえ、風評被害について十分に考慮されていない候補地選定の手順案を提示し、その候補地選定の理解を求めているが、安全性に関する住民の理解を得られないこと及び群馬県の町村は農業又は観光業が基幹産業になっている地域特性から風評被害については止めることはできないことにより、最終処分場建設を受け入れる町村は群馬県内にはない。

風評被害を受けている被害県への最終処分場建設はご容赦願うとともに、政府は放射性物質汚染対処特措法第7条による基本方針（平成23年11月11日民主党政権における閣議決定）を同法同条第5項に規定するところにより変更し、運搬コストは掛かっても風評被害を極めて受けにくい国内の土地を選定して最終処分場を建設すべきである。

平成25年7月24日

群馬県町村会

町村長が 指定廃棄物 最終処分場について意見交換

去る七月二十四日、群馬県市町村会館八階特別会議室において、指定廃棄物の最終処分場に関する町村長意見交換会を開催した。

最初に各町村長からそれぞれ意見を述べてもらい、その後、別掲の群馬県町村会としての意見を取りまとめ、意見交換会終了後、群馬県を通じ環境省へ提出した。

また、町村長の個別意見についても、県を通じ環境省へ提出した。

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

《掲載情報》

- ・道州制推進基本法案に関する全国町村会長の全国会議員への書簡（全国町村会HP）
- ・本会定期総会における宣言及び決議
- ・八ッ場ダム建設推進に関する決議
- ・過去の宣言及び決議
- ・災害共済事業の案内
- ・平成25年度本会主催の研修日程
- ・平成25年度町村職員研修ガイド

- ・市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・自治大学校研修計画
- ・平成25年度町村職員採用資格統一試験案内
- ・群馬自治掲載コラム
- ・おすすめの一冊
- ・個人情報等保護関係
- ・関係団体へのリンク



明和町
恩田 久

当選町村長紹介

一九五〇年一月十三日、明和町生まれ。六十三歳。趣味は絵画、スポーツ鑑賞。「七転八起」が座右の銘。これまで読んだ本で感動したのは『海賊とよばれた男』、『のぼうの城』。



利根川新橋の

実現に向けて

群馬県利根川新橋建設促進委員会
（千代田町議会議長）

細田 芳雄

千代田町は、利根川中流域の

左岸に沿って東西に細長く延びた平坦地で、東京から六〇キロ圏内の、水と緑豊かな町です。位置は「鶴舞う形」の群馬県の首の部分にあたり、東は明和町、北は館林市、邑楽町、西は大泉町、南は利根川を挟んで埼玉県（行田市、熊谷市）に接しています。

本町の産業については、農業分野では、利根川がもたらす豊かな水を利用した米麦作が中心であり、また、町北西部の生産農家による植木の栽培も盛んで、「植木の里」として全国的にも知名度の高い生産地となっています。

商業分野では、県企業局と本町が共同で造成した「ふれあいタウンちよだ」の商業用地に大型ホームセンターが出店いたしましたので、これを契機として、新しい商業集積地の推進に努めています。

工業分野では、現在二つの工業団地を有しておりますが、新たな工業団地の検討を行っております。

利根川と共に歩む

江戸時代、本町は江戸への水運の拠点として繁栄を誇った歴史があります。

現在は、「赤岩渡船」として千代田町赤岩から利根川をはさんで向こう岸の埼玉県熊谷市葛和田を動力船で結んでおり、県道熊谷・館林線にあり



千代田町と熊谷市の交流を目的として開催された利根川ボタリングフェスティバル

ります。利根川広しといえども、二つしか残っていない県道の一つで、当然無料です。毎年多くの方々に利用されており、本町の観光名所の一つとなっています。

「千代田の祭川せがき」は、利根川と共に歩んできた本町のお祭りです。川せがきの始まりは明治十年、赤岩の「かぶと屋豆腐店」で働いていた倉吉の水死を悼んだ主人が、灯ろうを流して霊を供養したのが始まりといわれ、百二十年以上の歴史があります。現在では、毎年八月十八日の夜、利根川をはじめとする水難事故者や万霊を供養するため、僧侶の読経と灯ろう流しが行われます。祭り会場では、そのほかにも民謡流しや打ち上げ花火もあり、夏の大きなイベントです。

利根川新橋実現に向けて

東西に流れる利根川の渡河橋梁は、慢性的に交通渋滞が発生しています。このことから、橋梁整備には強い要望があります。が、利根川については広い川幅がネックとなり整備がされていません。

また、この地域の工業製品出荷額は北関東有数の規模を誇っていますが、道路については、東西幹線道路は整備されてきていますが、北から南に抜ける主要幹線道路がありません。

平成九年二月に、埼玉県と群馬県及び栃木県南部を結ぶ主要幹線道路の整備・利根川新橋の建設促進を図るため、関係市町村が結束して利根川新橋建設促進期成同盟会を設立しました。また、西邑楽三町の住民を主体とした、利根川新橋を架ける市民の会が発足したことで、地域

住民の期待も大きくなってまいりました。

そうした中、県の「はばたけ群馬・県土整備プラン」に利根川新橋新設が着手予定事業として記載されました。

これらのことから、今後の更なる地域発展に向けて議会としても、「利根川新橋建設促進千代田町議員団」を設立し、新橋の早期建設に全力で取り組んでいるところです。

議会の力

人口が減少し高齢化が進む現代社会において、選択と集中による効率の良い行政執行が、今後の地方発展の大きなカギとなります。

そのため議会は、町民の意見を吸収し議論に反映させ、意思決定機関として町民の視点に立った判断を行っていく必要があります。

本町議会は、毎月議会改革推進特別委員会を開催し、一問一答方式の導入や、議会基本条例の検討など、町民の意見を町の施策に反映させるための議論を重ねております。

自治体間競争という時代の中で、議会の役割は益々大きくなっていく事を肝に銘じると共に、町と議会の力を集結してこそ、より魅力的な町づくりができるものと確信しています。

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

【保険期間】 平成26年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

1 「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します（※）。また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

4 お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診察は不要です。簡単な告知で加入できます（※）。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手続きが不要です（※）。

2 団体割引30%の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合（※1）に加入した場合

基礎加入保険料 1日につき	23,070円
5,000円	

（※1）加入年齢が65歳以上の場合は、基礎加入保険料が28,070円（※2）となります。

**5 無料の健康・介護相談サービス
（損保ジャパン・アシスタントダイヤル）を
ご利用いただけます！**

3 議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 72歳（保険期間開始日の満年齢）まで加入できます。

（※1）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合などのことをいいます。「入院料」の支払いの有無で判断します。

（※2）加入申請および補償金請求の際の書類の提出により、お引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

（※3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町2番地 全国町村議会議員互助会3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-6308

【引受保険会社】
株式会社 損害保険ジャパン
営業開発第二部 第三課
〒100-8865 東京都千代田区有明3-7-3
TEL 03-3593-8456 FAX 03-3593-6753

2013-05-28 2013.2.28

本県高橋会長が 全国町村議会議長会長の 任期を全う

全国町村議会議長会は、去る七月十七日、東京都・全国町村議会議長会館において、高橋 正会長（本県会長・榛東村議会議長）が二年の任期を全うし退任することに伴う役員改選を議題とする臨時総会を開催し、第三十二代会長に蓬 清二（香川県会長・直島町議会議長）を選出した。

高橋会長は、退任あいさつで、東日本大震災及び福島第一原子

力発電所事故からの早期復旧・復興への取組みが、最大かつ喫緊の課題であったと在任中の思い出を語り、後任の新役員に、この震災を風化させることなく震災・防災対策に取組むよう望んだ。

なお、高橋会長は、同日付で全国町村議会議長会相談役に就任した。

議会運営の知識を学ぶ 新議員研修会開催



県町村議会議長会は、六月二十八日（金）、前橋市・市町村会館において、この一年間の町村議会議員初当選者を対象とした新議員研修会を開催した。

この研修会は、毎年この時期に開催しており、今年は八人の新議員並びに十三人の現職議員及び議会事務局職員が参加し、野村講師から本会議や委員会の

制度や運営など、議会議員にとって必要な知識を学んだ。

研修科目

「地方議会の制度と運営について」

当選議員の紹介

利根郡川場村 吉野 吉壽
五月三十日 当選
邑楽郡明和町 富塚 基輔
八月八日 当選

議長会役員の異動

藤井 富夫（昭和村）
六月五日 監事退任
六月五日 理事就任

平成24年度群馬県市町村総合事務組合 一般会計決算概要

8月19日（月）に開催された群馬県市町村総合事務組合議会平成25年第1回臨時会において、平成24年度一般会計決算が認定されました。

歳入	款・項	収入金額（円）
	分担金及び負担金	6,307,833,023
	消防共済基金支出金	230,149,983
	県支出金	0
	財産収入	172,678,824
	繰入金	700,000,000
	繰越金	43,314,367
	諸収入	46,909,523
	組合債	0
	歳入合計	7,500,885,720

歳入歳出差引残額	549,050,724円
財政調整基金等繰入額	514,000,000円
うち退職手当基金繰入額	507,521,000円
消防補償等基金繰入額	2,617,000円
消防賞じゅつ金基金繰入額	2,114,000円
自然災害救助基金繰入額	926,000円
非常勤職員公務災害補償基金繰入額	822,000円
平成25年度繰越額	35,050,724円

歳出	款・項	支出済額（円）
	議会費	302,495
	総務費	82,598,339
	事業費	6,417,630,724
	退職手当給付費	6,180,512,028
	消防公務災害補償等費	230,327,574
	消防賞じゅつ金給付費	0
	自然災害救助費	0
	非常勤職員公務災害補償費	6,791,122
	学校医等公務災害補償費	0
	消防共済基金掛金	278,627,438
	公債費	0
	積立金	172,676,000
	予備費	0
歳出合計		6,951,834,996

政府の要請による地方公務員の給与削減については、多くの団体で実施、あるいはこれから実施すると思われる。この要請を受け入れたところは、納得はしていないが、地方交付税を削減され、苦渋の選択を迫られた末の結論であることは言うまでもない。

地方分権と声高に叫び、権限移譲が進む中、まさにから独立するという話です。なぜ独立なのかというと、東京が国へ納めた税金が、地方交付税や補助金として地方へ流れて行き、箱モノ行政などに無駄遣いされているという不満があり、見返りが少ないこと。さらに、東京が神奈川、千葉、埼玉の3県に呼びかけ、政府に共同提案した①公務員と国会議員数を十年間で

おすすめの一冊



東京独立共和国

水木 楊著

文藝春秋

中央集権と呼ぶにふさわしい国からの押し付けは、真の意味での地方分権に迫り着くには、まだまだ遠い道程であると感じた。

今回ご紹介する本は、水木楊著「東京独立共和国」(株文藝春秋)です。この本は十四年前の一九九九年の発行ですが、斬新な？題名が目につき、思わず手に取りました。

半減する。②国の仕事は国防、外交など、ごく限られたものにする。③教育制度は地方が自分のアイディアで作ることにする。地方によつては六・三・三制が五・四・三制でもいい。④今後十年で「一票の格差」を二分の一以内に、二十年で限りなく一に近づけるべく、選挙区の定数を是正する。⑤所得税と住民税、法人税と法人事業税・都民税

をそれぞれ一本化して地方税にし、自治体が自由に使える財源とする。⑥国が地方に与えている補助金と交付税を全部廃止する。という共同提案を「非現実的」として退けたため、業を煮やした東京都知事が用意周到に準備し、東京独立を宣言する。

この物語では日本の首都機能が中部日本に移転した後の話なので、日本国の中核と東京という地域が重なることはないが、日本国とすれば、東京が勝手に日本国から独立するというのは、到底受け入れられない。それに加え、東京は埼玉、千葉、神奈川など他県へも連邦への参加を働きかけようと画策するため、日本国としては何としても独立を阻止したい。劇画的なストーリー展開にあまり現実味を感じられないかもしれないが、この秋にも法案が提出されるかもしれない、道州制の行く末を見ているような錯覚にとらわれた。

現に道州制に対する懸念の声の中には、①都府県の廃止(合併)によつて州を設置すると、州都とその周辺の声ばかりが重視され、合併で行政権を失った地域

の声が軽視される。②強大な権限を持った道州知事が中央政府の意向に従わない可能性がある。③財政の弱い自治体同士が合併しても、財政が強くなるわけではない。道州制は財政的にみると、自立性が高まるのは南関東など一部だけ。強いところはもつと強くなり、弱いところはさらに弱くなる。④「地方分権」のかけ声とは裏腹に、上からの道州制推進は中央集権的な体制の再編強化につながる恐れがある。といったように、道州制に否定的な声は少なくない。

この本では、結局、ほとんどの道府県で日本国からの独立を問う住民投票が行われ、独立を決定する。日本は連邦組織に移行し、国の権限は大幅に縮小、外交、防衛などごく限られた仕事を各共和国から委託されることになる。各共和国はそのGDP(国内総生産)に基づいて資金を拠出、国家の運営に当てることになる。これを、人々は逆補助金と呼んだ。と書かれている。道州制は地方分権を進めるかも知れないが、その代償は計り知れない。(M)

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日程	会場
関東町村会トップマネジメントセミナー	10月2日(水)～3日(木)	東京都 全国町村会館
町村監査委員研修会	10月15日(火)	群馬県市町村会館 大研修室
町村総務、財政、企画担当課長研修会	11月6日(水)	群馬県市町村会館 501研修室
群馬県町村会町村長行政視察	11月7日(木)～8日(金)	神奈川県箱根町
群馬県町村会理事会	11月15日(金)	群馬県市町村会館 町村会役員室
平成26年度法令外負担金等規制委員会	11月15日(金)	群馬県市町村会館 特別会議室
全国町村長大会	11月20日(水)	東京都 NHKホール
群馬県町村会定期総会	平成26年2月12日(水)	群馬県市町村会館 大会議室

群馬県町村議会議長会関係	日程	会場
監査委員全国研修会	10月8日(水)～9日(木)	東京都 メルパルクホール
役員会	10月17日(水)～18日(金)	渋川市
町村議会議員研修会	10月24日(水)	吉岡町文化センター
町村議会議長全国大会	11月13日(水)	東京都 NHKホール
議会広報研修会	11月27日(水)	群馬県市町村会館

